

緑化樹配付のご案内 【令和6年度版】

緑化樹配付事業とは

大阪府では、みどり豊かなうるおいのあるまちづくりを進めるため、住民が協同して行う地域緑化及び公共緑化に対して、樹木を無償配付する緑化樹配付事業を実施しています。

1. 堺市内の配付申請について

(1) 申請書の提出先と提出期限

- ・ 堺市 公園緑地部 公園緑地整備課 緑化推進係あてに申請書を提出してください。
- ・ 受付期限は、令和6年8月28日（水）の午後5時です。
（郵送の場合は、令和6年8月28日（水）必着です。）

(2) 申請に必要な書類

- a. 申請書
- b. 付近見取図（1／10000～1／25000程度）
- c. 緑化計画図（1／100～1／500）
- d. 植栽場所の現況写真（カラーサービス版。デジタルカメラ撮影も可）
- e. 緑化樹配付申請一覧表

※ 必要書類を各3部提出して下さい。

（2）のaの申請書については3部とも押印して下さい。

ただし、申請書以外の書類はコピーでも可能です。

なお、現況写真についてはカラーコピーをお願いします。

※ 最低配付本数は、1箇所あたり高木2本以上です。

2. 緑化樹配付の決定通知及び受渡しについて

(1) 配付決定通知

- ・ 配付樹種、本数が決定しましたら通知します。
（令和7年2月から3月頃予定）

※ 配布本数に限りがあるため、要望本数どおり配付出来ないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

(2) 受渡し

- ・ 配付期間、配付場所はこちらで指定させていただきます。
(令和7年2月～3月頃予定)
- ・ 支柱、土壌改良材の配付はしておりませんので、必要に応じて各団体で用意して下さい。

3. 配付後の報告書について

- ・ 報告に必要な書類
 - a. 実績報告書
 - b. 受領書
 - c. 樹木の植付け作業中と植付け後の写真**
 - d. 植栽実績図(1/100～1/500)

- ※ 緑化樹の植栽が完了しましたら、その成果を写真にて報告して下さい。
植栽場所(施設名)や団体名を、実績報告書やホームページで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 提出期限は令和7年3月末頃予定です。
- ※ 必要書類を各3部提出して下さい。

4. 配付の条件

- ① 本事業の趣旨以外に使用しないこと。
- ② 配付後の樹木の管理は受領者が責任をもって行うこと。

5. 大阪府緑化樹配付ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/toshiryokka/ryokkajyu.html>

配付申請のご質問等ございましたら下記までご連絡下さい。

連絡先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 建設局 公園緑地部 公園緑地整備課 緑化推進係
(堺市役所高層館17階南側)
電話 072-228-7424 (直通)